## 「香川県 ICT 活用工事(舗装工(修繕工))試行要領」Q&A

Q1 要領第2条の施工プロセスの一部の段階にICT施工技術の活用を考えているのですが、ICT活用工事に該当しますか。

また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A1 試行要領第6条に定める「施工者希望型」において、③ICT建設機械による施工(施工管理システム)④3次元出来形管理等の施工管理(施工履歴データを用いた出来形管理技術)のいずれかを実施すること、また、②3次元設計データ作成を受注者自らが実施(内製化)し、⑤3次元データの納品をすることで、一部の段階でICT施工技術を活用したとみなし、ICT活用工事として必要な経費を第5条により設計変更を行い計上できます。

なお、発注者指定型(試行)の場合も施工者希望型と同様に、実施した施工プロセス※ に応じて積算要領に基づき、変更契約時に必要経費を計上します

- ※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工 (施工管理システム)、④3次元出来 形管理等の施工管理 (施工履歴データを用いた出来形管理技術)、⑤3次元データの納品
- Q2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。
- A2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

- Q3 要領第7条「別表1準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。
- A 3 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICT 施工関連の基準類」を 参考にしてください。

https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/kijun.html

- Q4 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理(二重管理)を求めない」とは、どういうことですか。
- A 4 ICT 活用工事(舗装工(修繕工))の施工管理手法は、従前行ってきた舗装工(修繕工)の施工管理手法と異なります。

よって、受注者が ICT 活用工事(舗装工(修繕工)) を実施する場合は、従前行ってきた舗装工(修繕工)の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとします。

- Q5 要領第2条のICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理はICTと従来を選択できるとありますが、従来により施工管理を行った場合もICT活用と認めてもらえるということですか。
- A 5 あくまで実施するかどうかの選択ですので、従来手法を選択した場合は、ICT 活用ではありません。

従来手法により ICT を活用したい場合は、QA1のとおり一部の段階での活用を検討していただくことになります。

- Q6 要領第6条施工者希望型のうち一部の段階においてICT施工技術を活用する2)「受注者自らが実施(内製化)」とは、具体的にどこまでの内容が認められますか。
- A 6 受注者は、3 次元設計データ作成を外注せず、工事に直接的かつ恒常的な雇用関係の ある者により実施することとします。ただし、外部からの指導員の受入れ(費用は受注 者負担)については差し支えありません。

また、3次元設計データ作成については、検査対象とはなりません。